

令和 5 年度総合戦略事業の評価検証について

1 「大磯町第五次総合計画前期基本計画、重点プロジェクト」について

加速的に進む人口減少、そして少子・超高齢社会の到来は、大磯町にとって避けることができない大きな課題です。町第五次総合計画前期基本計画は、直面する大きな課題を乗り越えるため平成 26 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、令和元年に制定された「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「人口減少の緩和」、「地域内経済循環の実現」、「人口減少に適応した地域づくり」など、国が示す地方創生の視点と、めざす方向性が合致します。

そのため、町第五次総合計画前期基本計画を国が地方公共団体に策定を求める「第 2 期地方版総合戦略」を兼ねるものとし、課題解決に向けて重点的に推進する取組みを示す重点プロジェクトを「総合戦略事業」として位置付けています。

地方創生に向けた取組みを効果的に実施していくため、重点プロジェクトにおいては数値目標を設定し、実施した施策・事業の効果を検証し、その取組みを見直していくという一連のプロセスを実施することが求められています。こうした趣旨を踏まえ、「地方版総合戦略」である「大磯町第五次総合計画の重点プロジェクト」では、計画の推進のために PDCA サイクルを導入し、施策の評価検証を行い、実施すべき施策及び KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）の見直し、それに伴う重点プロジェクトの改訂等の必要な見直しを行いながら目標達成をめざすこととしています。評価検証においては、町内部だけでなく外部の視点も取り入れ、評価検証の妥当性・客観性を高めるため、下記の点について総合計画審議会における評価検証を実施します。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ①第五次総合計画重点プロジェクトの評価検証(毎年度) | ⇒ 令和 5 年度評価実施 |
| ②地方創生関係交付金の評価検証(交付金活用後) | ⇒ 令和 5 年度該当なし |

総合計画審議会における評価検証の結果は、その内容を参考にし、それぞれの重点プロジェクト及び交付金事業ごとに町としての今後の方向性を定め、施策に反映させます。評価検証の結果は、評価シートにとりまとめ、町議会へ報告するほか、ホームページなどを活用して町民に公表します。

2 大磯町重点プロジェクト該当事業（総合戦略事業）【令和 5 年度】の評価検証について

（1）評価検証の方法

重点プロジェクトの 3 つの戦略に位置付けた各事業の令和 5 年度の実施状況、数値目標及び KPI の達成状況等について、戦略ごとに評価シートに取りまとめています。総合計画審議会では、各事業の進捗状況の確認を行い、戦略ごとに 5 段階で評価します。

配布した資料 3-2 及び資料 3-3 の内容を確認いただく



配布した資料を基に、委員間での意見交換



審議会評価の決定

(2) 評価基準

・「町評価」

A	順調に推移	B	一定の進捗がある
C	進捗が遅れている	D	進捗は大幅に遅れている

・「審議会評価」

I	重点事業が順調に進捗しており、事業の効果が認められるため、重点事業を継続して実施する。 【重点事業の実施により、数値目標・K P Iともに順調に推移している】
II	概ね重点事業が順調に進捗しているが、一部の事業を改善する必要がある。 【重点事業の実施により、数値目標・K P Iともに概ね順調に推移しているが、一部のK P Iの進捗が遅れている】
III	重点事業を実施したものの、十分な成果が得られておらず、一部の事業を見直す必要がある。 【重点事業は実施されているが、数値目標・K P Iともに進捗が遅れている】
IV	重点事業のさらなる推進が必要である。 【重点事業の進捗が遅れている】
V	達成状況を検証する数値目標を見直す必要がある。 【数値目標とK P Iの関連性が低いなど、重点事業の進捗状況を適切に判断できない】

3 地方創生関係交付金（まち・ひと・しごと創生交付金）の評価検証について

(1) 概要

地方創生関係交付金については、KPIを設定し、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCAサイクル）を、外部有識者や議会の関与等がある形で整備したうえで、事業終了後には「効果の検証」と「事業の見直し結果の公表」を実施することとされています。

こうした趣旨を鑑み、地方創生関係交付金実施に関するPDCAサイクルを機能させるため、総合計画審議会における評価（Check）を受けることとします。

また、その評価等を参考として、政策課において今後の方向性（Action）の案を取りまとめたうえで、政策会議に付議し、町の方針として決定することとします。

そして、この評価検証の結果については、町ホームページ等において公表します。

対象経費ごとの評価を行うのではなく、**地方創生関係交付金全体**を総括しての評価を決定してもらうこととします。